

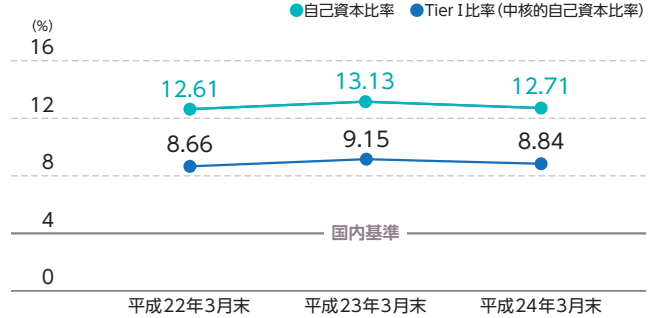
安全性・健全性

自己資本比率(単体)

国内基準の4%を大きく上回っています。

平成24年3月末の自己資本比率は、中小企業向け融資を中心に積極的な積上げを図り、自己資本比率の分母となるリスクアセットが増加した結果、前期比0.42ポイント低下の12.71%となりました。この水準は国内基準で必要とされる4%はもとより、国際統一基準である8%も大きく上回っており、自己資本のうち資本金、資本準備金、利益準備金などで構成されるTier Iをリスクアセット等で除したTier II比率(中核的自己資本比率)も順調に推移しております。

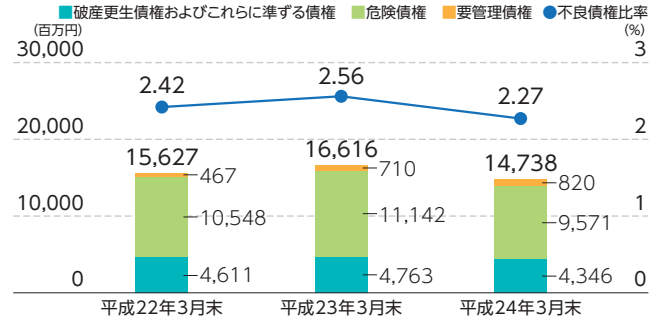
自己資本比率(単体)



不良債権の状況(単体)

平成24年3月末の金融再生法に基づく不良債権の総額は147億円であり、不良債権の総与信に占める割合は2.27%と前年比0.29ポイント低下しました。なお、不良債権に対する保全率は88.46%となり、引き続き十分な引当・保全状況を維持しております。

金融再生法開示債権の推移(単体)



金融再生法開示債権および保全状況

(単位: 百万円)

	債権額(a)	担保・保証等(b)	引当額(c)	保全率(b+c)÷a
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,346	2,806	1,540	100.00%
危険債権	9,571	6,822	1,340	85.29%
要管理債権	820	481	46	64.31%
小計	14,738	10,110	2,927	88.46%
正常債権	633,984			
合計	648,723			

(平成24年3月31日現在)

用語解説

自己資本比率

自己資本比率とは、リスクアセット等(貸出金などの資産)に対する自己資本(資本金など)の割合を示したもので、銀行経営の安全性・健全性を示す重要な指標の一つとされています。

海外に営業拠点を有する銀行は「国際統一基準」により自己資本比率を8%以上保つことが、海外に営業拠点を持たない銀行は「国内基準」により4%以上を保つことが義務づけられています。当行は「国内基準」を適用しています。

金融再生法に基づく開示債権の用語説明

破産更生債権およびこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権。
要管理債権	3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権。

自己査定における債務者区分の用語説明

破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、実質的には経営破綻に陥っている先。
破綻懸念先	経営破綻の状況ではないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。
要管理先	要注意先のうち、債権の全部または一部が3か月以上延滞債権もしくは貸出条件緩和債権に該当する先。
要注意先	業況が不安定、財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する先。
正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない先。

リスク管理債権の用語説明

破綻先債権	元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法などの法律上の申立てがあった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3か月以上延滞債権	元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないもの。
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないもの。